

# 愛川町犯罪被害者等支援条例 支援内容（案）

支援内容		対象者	
経済的負担の軽減	遺族見舞金	30万円	犯罪により死亡した町民の遺族 (配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹)
	重傷病見舞金	10万円(入院3日以上) 5万円(入院要件なし)	犯罪により重傷病を負った者で、犯罪発生時に町民であった者
	性犯罪見舞金	10万円(不同意性交等) 5万円(不同意わいせつ等)	性犯罪被害を受けた者で、犯罪発生時に町民であった者
法律相談		1事件2回まで (1回60分目安)	犯罪被害にあった町民、又は遺族若しくは家族で町民である者で、次の①～⑥の法律相談をする必要がある者 ①犯罪被害の届出又は告訴 ②警察又は検察庁における被害者等の事情聴取や捜査状況等 ③刑事裁判や示談、損害賠償請求等 ④検察審査会や示談、損害賠償請求等 ⑤マスコミ対策等の二次被害の防止 ⑥犯罪被害者等給付金や弁護士費用の扶助、その他の経済的支援
日常生活支援	ヘルパー	1事件60時間まで (1時間4,000円上限)	次の①～③のいずれかに該当する者(いずれも申請時点で町民であること) ①遺族 ②犯罪により重傷病を負った者及び性犯罪被害を受けた者 ③②の家族
	配食	1事件1人30回まで (1人1回1,000円上限)	
	一時保育	1事件10回まで (1人1日3,000円上限)	就学前の子又は小学校に就学中の子を監護する者で、次の①～③のいずれかに該当する者(いずれも申請時点で町民であること) ①遺族 ②犯罪により重傷病を負った者及び性犯罪被害を受けた者 ③②の家族
	一時預かり	1事件10回まで (1人1日7,200円上限)	
カウンセリング		1事件10回まで (1回60分目安)	犯罪被害にあった町民、又は遺族若しくは家族で町民である者で、次の①～④のカウンセリングをする必要がある者 ①心やからだに関する悩み ②家族関係の問題 ③職場、学校等の日常生活上の問題 ④対人関係に関する問題
住居支援	転居支援	1事件2回まで (1回20万円上限)	次の①～④のいずれかに該当する者 ①犯罪により死亡した町民の遺族で、犯罪発生時に同居していた者 ②犯罪により重傷病を負った者で、犯罪発生時に町民であった者 ③性犯罪被害を受けた者で、犯罪発生時に町民であった者 ④放火により住居が滅失、又は著しく損壊し居住することができなくなった者で、犯罪発生時に町民であった者
	緊急避難	一時避難 (県制度利用者に延泊2泊、 上限11,000円)	犯罪被害者又はその遺族若しくは家族で町民である者で、県実施要領に基づいて緊急避難場所の提供を受けた者であって延泊する必要があると認められた者 【県実施要領】県内に在住し、県内で発生した殺人及び不同意性交等の事件被害者及び家族、又はその遺族で事件発生直後において一時的に安全な居住場所を確保する必要があると認められた者